



平成 19 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネット マー ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 橋 純
(コード番号：3713 東証第一部)
問 合 せ 先 マーケットコミュニケーション部長 三谷一志
(TEL. 03-3423-3291)

東京証券取引所における当社株式の市場第一部から市場第二部への 指定替え等の発表について

当社株式につきまして、本日、東京証券取引所より平成 19 年 8 月 3 日を以って、市場第一部から市場第二部へ指定替えを行うこと並びに平成 19 年 4 月 1 日に遡って平成 20 年 3 月 31 日まで、株券上場廃止基準の猶予期間に入ったことにつきまして発表がありました。

これは、当社が本日提出した平成 19 年 3 月期の有価証券報告書において、連結財務諸表の純資産の部の合計額から少数株主持分を控除した額が△97 百万円となり、東京証券取引所の「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」及び「株券上場廃止基準」の規定に定める債務超過の状況が確認されたことによるものであります。

当社株式は、現在、東京証券取引所の「監理ポスト及び整理ポストに関する規則」第 7 条第 1 号 a(i)イ（有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延）及び同規則同条同号 a(j)（「虚偽記載」）に該当したため、監理ポストに割当てられておりますが、平成 19 年 3 月期の有価証券報告書を本日提出したことにより、平成 19 年 8 月 1 日付で上記割当て理由のうち有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る割当て理由が除外されることとなりました。

「虚偽記載」につきましては、東京証券取引所の審査結果いかんによっては上場廃止基準に該当することになりますが、当社としましては、一日も早く監理ポスト割当てを解除されるよう東京証券取引所に対し十分な説明を行い、最善を尽す所存であります。又、本日、内部管理体制の強化・構築に向け外部専門家による外部調査委員会を組成して、社内調査委員会の調査結果の検証、社内調査による一連の取引の全容解明、その原因の究明、再発防止策の検証と助言・指導等を委嘱しました。

当社株式が株券上場廃止基準に係る猶予期間に入ったことにつきましては、平成 20 年 3 月期末における債務超過の状況の解消に向けて、全社一丸となって業績回復に取り組む一方、親会社である日本ユニシス株式会社と事業シナジーを高めるための経営基盤の改善に向けて連携を強化していく予定であります。

株主をはじめ関係各位の皆様に対して、ご迷惑をおかけしますことにつき、深くお詫び申し上げます。

以 上